

ロンドフィットネスクラブ東大和 会則

第1条) 名称

本クラブは「ロンドフィットネスクラブ東大和」(以下「本クラブ」という)と称します。

第2条) 所在地

本クラブの所在地は東大和市桜ヶ丘2丁目143番地とします。

第3条) 運営

本クラブの運営は東村山栄町1丁目28番地株式会社ロンド・スポーツ(以下会社という)が行います。

第4条) 目的

本クラブは、スポーツを通じて、健康体力づくりや生きがいの創造に寄与し、会員相互の親睦を図り、明朗健全な会員制クラブとすることを目的とします。

第5条) 入会契約の締結及び手続き

本クラブは会員制とし、入会に際しては以下の手続きをとるものとします。

1. 本クラブに入会しようとする方は、本会則に基づく諸契約を会社と締結しなければなりません。
2. 会社は1.に際して、本会則などの契約書面を交付するものとします。
3. 本クラブへの入会を希望する方は、所定の申し込み手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金および会費などを会社に納入するものとし、別に定める利用開始日から利用できるものとします。

第6条) 会員の入会資格

本クラブの入会資格は以下のとおりとします。

1. 中学生以上の者で、本会則及び本クラブの諸規定を遵守される方。但し、未成年の方は親権者の同意を得た上で、当クラブが認める会員種別の範囲において入会できるものとします。
2. 個人会員においては、健康に異常がなく、本クラブの諸施設の利用に耐え得ると認められた方。
3. 刺青・タトゥー(シール含)等をしておらず、暴力団関係者でない方。
4. 会社が審査を行い、適当と認められた方。

第7条) 入会時の条件

入会時において、以下のような方には、必要書類を提出していただく場合があります。なお、外国籍の方が入会を希望される場合、主に安全管理上から、日常会話程度の日本語が理解できることを条件とします。

- ・WHO基準による、最高血圧160mmHg、最低血圧100mmHgを超える方
- ・現在通院されている方
- ・その他本クラブが必要であると判断した方

第8条) 会員証

会社は会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

1. 会員は、本クラブ施設を利用する際、会員証を提示しなければなりません。
2. 会員証は記名式とします。
3. 会員証は会員本人のみが使用し、他の方は使用できません。
4. 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに会社に届け出、再発行の手続きをとるものとし、この際、所定の手数料を支払うものとします。
5. 会員は、本クラブを退会する際、会員証を速やかに会社に返還するものとします。

第9条) 会員名義の変更

本クラブは、会員名義の変更はできません。

第10条) 入会金の取り扱い

入会金は、会員にこれを返還しないものとします。但し、クーリングオフが適用される場合は、この限りではありません。

第11条) 会費の取り扱い

会員は、別途定める会費を諸施設利用の有無に関わらず、所定の方法により支払うものとします。

第12条) 施設の利用料

1. 会員は、別途定める有料プログラム・施設を除き、無料で本クラブ施設を利用できるものとします。
2. 会員は、別途定める有料プログラム・施設を利用する場合には、所定の方法によりその料金を支払うものとします。

第13条) 施設利用制限

本クラブ内において施設をご利用になる場合、混雑緩和の為、有料・無料施設を問わず、時間制限を設ける場合があります。この場合、会員はその時間を厳守するものとします。また、会社が定めた場合には、会員の施設利用について予約制とすることができるものとします。

第14条) 入会金・会費・利用料・手数料の変更

1. 会社は、入会金・会費・利用料・手数料等を社会・経済情勢の変動など諸般の事由により改定することができるものとします。
2. この場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第15条) 営業時間・休業日の変更・臨時休業等

1. 本クラブの営業日および営業時間については別に定めることとします。
2. 諸般の事情により営業時間・休日を変更する場合、本クラブがこれを定めるものとします。
3. 会社は、次の理由により、施設の全部又は一部を臨時に休業もしくは使用制限することがあります。但し、これにより会員の会費支払義務が軽減されたり、免除されたりすることはありません。
 - ・天災、地変等やむを得ない理由により本クラブを開場できないとき。
 - ・施設の補修又は改修をするとき。
4. 会社は、やむを得ない理由以外の場合、1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第16条) 会員の変更事項(身上変更など)

会員は住所・連絡先その他入会申し込み手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて会社に届け出るものとします。

第17条) 諸届の提出期限

休会、変更、退会等諸届の提出期限は、本会則、及び「利用案内」等に明示します。締切日が休業日の場合は、前営業日を締切日とします。

第18条) 種別変更

会員種別の変更を希望する会員は、変更しようとする月の前月最終営業日までに本クラブ指定の「変更届」を提出するものとします。この際、所定の手数料を支払うものとします。

第19条) 休会

1. 会員は、長期出張、傷病、その他やむを得ない理由により、本クラブを休会することができます。
 - ① 会員は、会員証を提示の上、所定の手続きにより休会届を提出します。尚、電話等による申し出は受けられません。
 - ② 休会は、予め休会期間を設定します。
 - ③ 休会期間中は会費の支払いを免除されます。但し、会費の免除は、前月の最終営業日までに手続きをした場合、その翌月からされるものとし、前月最終営業日以降の場合は、翌々月から適用されるものとします。
 - ④ 休会する会員は、所定の休会料を支払うものとします。
2. 休会した会員の復会は以下の方法で行われます。

- ① 休会届出時の休会期間が経過したときは自動的に復会となり、会員は所定の会費を支払うものとします。
- ② 休会期間中に復会するときは、所定の書面にて手続きするものとし、復会月から会費を支払うものとします。

第20条) 契約解除

1. 会員が本契約を解除しようとするときは、会員証を添付の上、解除しようとする月の15日(15日が休業日である場合には、前営業日)までに所定の書面にて会社に「退会届」を提出することで、「退会届」を提出した月の末日を以て解除できるものとします。この際会員は「退会届」を提出した当月分までの会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。尚、電話等による申し出は受付られません。また、解除しようとする月の16日以降、最終営業日までに「退会届」を提出した場合には、所定の手数料を支払うものとします。
2. 会員は、本会則に基づく契約を会社と締結し、別途定める利用開始日から8日を経過するまでは、無条件で書面により、会員契約を解除することができます。(クーリングオフ制度)
3. 会社は、やむを得ざる事情により会員との契約を解除せざるを得ない場合には、書面にて、会員に契約解除を通知するものとします。

第21条) 施設利用ができない方

本クラブにおいて、以下に該当する方の施設利用を禁止します。

1. 刺青・タトゥー(シール含)のある方、暴力団関係者。
2. 伝染病等の他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
3. 一時的な筋肉の痙攣や意識障害などの症状を招く疾病を有する方。てんかん等卒倒性体質の方。
4. 医師により運動を禁じられている方
5. 妊娠している方。
6. 飲酒等により正常な施設利用ができないと認められた方。
7. 過去に会社より、除名の通告を受けた方。
8. 自己都合により諸会費及び諸費用を滞納した方。

第22条) 賠償責任

1. 会員ならびに会員が同伴したビジターが、本クラブの利用に際して生じせしめた人的・物的事故、及び生じた盗難・紛失については、会社は一切賠償の責任を負いません。
2. 会員が本クラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により、会社又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。なお、会員が同伴したビジターについては、会員が連帯して賠償しなければなりません。
3. 会員ならびに会員が同伴したビジターが、本クラブの利用に際して発生した人的・物的事故について、会社に重大な過失がある場合には、会社が一定の補償をするものとします。

第23条) ビジターの利用条件等

会社は、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、以下の場合、会員以外の方がビジターとして本クラブを利用することを認めるものとします。但し、会員が同伴の場合に限ることとします。

1. 会社は、ビジターの人数を制限したり、施設の利用を制限したりすることができるものとします。
2. ビジターは、本クラブの利用に際し、所定のビジター料金を支払うものとします。
3. 会員は、同伴したビジターのクラブ内での行為について、一切の責任を負うものとします。

第24条) 会員以外の施設の利用

会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方に本クラブの施設を利用させることができるものとします。

第25条) 会員資格の喪失

会員は、次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約を解除されるものとします。この場合、入会金、諸会費及び諸費用は返還しないものとします。

1. 死亡
2. 除名

上記の場合会社は、長期契約に基づき既納された会費がある場合には、未使用月分の会費を返還するものとします。

第26条) 会員の除名要件

会員ならびに会員が同伴したビジターにおいて、次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合、会社は会員資格を一時停止又は除名することができるものとします。

1. 本クラブの名誉を毀損する行為、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
2. 本会則及びその他の諸規定に違反したとき。
3. 会費・その他の諸費用を2ヵ月以上滞納し、支払いの催促に応じないとき。
4. 法令に違反する、または社会通念・マナーに甚だしく欠ける行為があった場合。
5. 故意に本クラブの施設・設備を破損したとき。
6. 本クラブ内において、会社の許可なく商行為、政治的・宗教的活動を行ったとき。
7. 入会に際し虚偽の申告を行ったとき。又は、入会資格に抵触したとき。
8. 会社が本クラブの会員として、ふさわしくないと判断したとき。

第27条) 駐車場利用

本クラブの駐車場は本クラブの利用時のみとし、それ以外の利用は認めないものとします。なお、駐車場で発生した盗難・傷害、その他の事故について本クラブは一切の責任を負わないものとします。

第28条) 諸規則の遵守義務

会員及び会社は、本会則及びその他の諸規定を遵守するものとします。

第29条) 禁止事項

1. 許可なく撮影すること。
2. 許可なく物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
3. 他人を誹謗、中傷すること。
4. 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
5. 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
6. 施設内に落書きや造作をすること。
7. 動物を館内に持ち込むこと。
8. 危険物を館内に持ち込むこと。
9. 館内及び敷地内での喫煙。
10. その他、係員の指示に従わない行為や他のお客様に迷惑となる行為。

第30条) 本会則及びその他の規定の改定

本会則ならびにその他の諸規定の改正は、会社がこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。この際会社は、その内容を本クラブ内の所定の場所に掲示するものとします。

附 則

本会則は令和4年6月1日より発効します。

本会則は一部変更し、令和5年1月1日より発効します。